

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年2月5日（月） 午前9時28分～午前10時11分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂 幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37		38		39	請田竹男		
④	欠席委員	37	菊地久美子	38	有友章治		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		松田主事			
⑧	会 議 の 内 容	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第10号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人 報告について					
		議案第11号 非農地通知について					
		議案第12号 下限面積（別段の面積）の設定について					
		議案第13号 大洲市賃借料情報の提供について					
		議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について					
		議案第15号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第16号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成30年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、37番 菊地久美子委員並びに38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、15番 沖田辰夫委員並びに17番 石岡猶一委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、徳森字野久保の土地、田1筆・1,266㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>譲受人夫婦がそれぞれ2分の1ずつの持分で取得します。</p> <p>申請地につきましては、所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をいたします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、八多喜町の土地、畑1筆・171㎡は、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しています。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
6 番	<p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>1番案件は贈与による所有権移転となります。</p> <p>申請地は、平公民館の北東約1.3kmにある田1筆になります。</p> <p>現在農地は、亡くなった兄の妻が所有していますが、後継者である譲受人に譲りたいとのことで今回の申請に至っています。なお、譲受人と</p>

	<p>その妻がそれぞれ2分の1ずつの持分で共有することになっています。</p> <p>譲受人夫婦は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>続きまして、2番。</p>
2 2 番	<p>2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。</p> <p>申請地は、八多喜公民館から西に約1.3kmにある畑1筆になりますが、現在も良好な状態で管理されています。</p> <p>譲受人は母と一緒に年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の3ページから22ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、柚木の土地、2筆、895.94㎡の案件は、大洲市において不動産賃貸業を営んでいるが、需要が見込めることから、新たな共同住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p>

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、阿蔵の土地、336㎡の案件は、当神社の表参道側には参拝者の駐車場がなく、参拝者に不便をかけていることから、新たに露天駐車場を整備するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

3番、若宮の土地、581㎡の案件は、大洲市において不動産業を営んでいるが、住宅地として需要が見込めることから、宅地として造成し販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

4番、菅田町菅田の土地、165㎡の案件は、現在、親元に同居しているが、子供2人も成長し手狭で不便であることから、自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に菅田連絡所が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

以上、4件でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、2番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の3ページから7ページを参考にしてください。

申請地は4・5ページの位置図のとおり、市役所の南、約790mの柚木地区に位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり宅地や市道に囲まれた農地であることから、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

続きまして、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、八幡神社の南、約270mに位置する農地です。

まず、4立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の周囲には転用許可済みの農地しかありませんので、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして、3番。

2番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから17ページを参考にしてください。

申請地は、14・15ページの位置図のとおり、愛媛県大洲庁舎の北、約100mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことすし、転用目的が宅地分譲とすることで土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域内での事業であることから、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には16ページの地番地目図や写真のように農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことから、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして、4番。

11番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。

申請地は、19・20ページの位置図のとおり、菅田連絡所の北東、約210mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことすので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南側などに農地がありますが、農地の北側に住宅が建つことから、影の影響もほとんどなく、また、周辺農地の同意は得られているとのことすので、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございせんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>議案第10号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書3、4ページ及び議案説明資料の23、24ページを参照してください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社いのうえ果樹園』及び『祖母井種苗園芸株式会社』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p> <p>スクリーンに要件を写しておりますので、ご覧ください。</p> <p>まず、有限会社 いのうえ果樹園です。</p> <p>確認要件は4つとなっています。</p> <p>一つ目、法人形態は、特例有限会社です。</p> <p>二つ目、事業要件ですが、すべてが農業及び関連事業による売上となっていますので、要件を満たしております。</p> <p>三つ目、議決権要件ですが、議決権60口すべてが農業常時従事者になりますので、これも要件を満たしております。</p> <p>四つ目、役員要件。役員1名が農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事しておりますので、この要件も満たしております。</p> <p>続いて、祖母井種苗園芸 株式会社です。</p> <p>一つ目、法人形態は、株式会社です。</p> <p>二つ目、事業要件ですが、すべてが農業及び関連事業による売上となっていますので、要件を満たしております。</p> <p>三つ目、議決権要件ですが、議決権20,000口すべてが農業関係者になりますので、これも要件を満たしております。</p> <p>四つ目、役員要件。役員2名とも農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。</p> <p>以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま。ご審議をお願いします。</p>
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することにご異議はございませんか。

委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第11号「非農地通知について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第11号「非農地通知について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の25ページから27ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>今回の非農地通知は、肱川町予子林地区について実施するものでございます。</p> <p>なお調査は、農林水産省通知の「農地法の運用について」第4に従い予子林地域担当の浅野委員さんと実施したところでございます。</p> <p>6番以外の案件は、7筆とも「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である」と判断したものでございます。</p> <p>また6番案件の2筆は、「土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる」と判断したものでございます。</p> <p>以上8件、9筆、2,645㎡でございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p>
35番	<p>それでは、非農地通知に関する5案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の25ページから27ページを参考にしてください。</p> <p>当該地は、27ページの位置図のように、それぞれ肱川町予子林に存する農地です。</p> <p>6番以外の案件は、7筆とも市道等に隣接した農地で森林の様相を呈しているなど農地に復元することは著しく困難であると思われ、また、周辺の土地の状況も急峻な地形で竹林や雑木林などになっていることから、仮に農地として復元しても継続して利用することができないものと見込まれます。</p> <p>また6番案件は、市道に隣接する比較的狭小な農地で、事実上道路の法となっており、また、急な地形であることから、仮に農地として復元しても継続して利用することはないものと見込まれます。</p> <p>よって、本件は、それぞれ非農地と判断でき、非農地通知は妥当と考えます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、これらの土地については非農地と判</p>

	断し、非農地通知書を交付することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、これらの土地については、非農地と判断し、非農地通知書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第12号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>議案第12号「下限面積(別段面積)の設定について」をご説明します。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>先月の第1回定例総会の協議事項としてご協議いただきました。「下限面積(別段の面積)の設定について」でございます。</p> <p>当議案では、農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定についてご審議をお願いするものです。</p> <p>前回の定例総会時に説明しましたとおり、本市では農地法施行規則第20条の規定に基づき、市の全域に別段の面積30aを設定していますが、これは経営耕地面積30a未満の農家割合が市内各地域で4割を超えている点、市内の農地の約14%が遊休化している点などの状況を踏まえ、新規就農の促進及び農地の有効活用並びに遊休農地の解消を図るため、継続して市の全域に別段の面積30aを引き続き設定したくお諮りします。</p> <p>また、空き家に附属した農地に限定した設定としまして、大洲市空き家バンクに登録された物件に附属した小規模な農地を購入する場合にその農地の有効利用と遊休農地解消を目的として、1aの設定も継続したいと考えております。</p> <p>なお、本日ご承認をいただきましたら、速やかに公示及び適用することを申し添えます。</p> <p>説明は以上です。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありますか。
28番	空き家に付随する1a未満の農地はどうなるのでしょうか。
事務局 (専門員兼農政係)	設定は1aでございますので、1a未満の場合ですと、例えばですが、庭の一部として農地転用許可申請を行い取得して頂く等の必要があり、あくまでも農地としての取得は1a以上となります。
28番	分かりました。
議長(会長)	他に、何かご質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長(会長)	特に、ご質疑もないようですので、今説明しましたように設定することに、ご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、下限面積は、地番指定の箇所は1 a、その他の市内全域を30 aに設定することに決定いたしました。

次に、議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

説明に入る前に訂正をお願いします。

文章上から2段目の『平成27年1月から平成28年12月まで』とありますところを、『平成28年1月から平成29年12月まで』に訂正をお願いします。

それでは、議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。

議案書7ページをご覧ください。

当議案では、農地法第52条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供についてご審議をお願いするものです。

情報は、平成28年1月1日から平成29年12月31日までに農地法第3条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借契約の賃借料水準及び契約筆数ですが、最高額及び最低額につきましては省略しますので、後程ご確認をお願いします。

「1 田の部」、

旧大洲市は、平成28年が12, 200円・43件、平成29年は、10, 200円・52件。

旧長浜町は、平成28年は事例なし、29年は10, 700円・6件。

旧肱川町は、平成28年が9, 600円・8件、29年は事例なし。

旧河辺村は、28年、29年ともに事例なし。

大洲市全体では、平成28年が11, 800円・53件、平成29年は10, 200円・58件となっています。

続きまして、「2 畑の部」、

旧大洲市は、平成28年が12, 600円・71件、平成29年は、11, 100円・52件。

旧長浜町は、28年、29年ともに事例なし。

旧肱川町は、平成28年が7, 500円・12件、また、平成29年は12, 000円・9件

旧河辺村は、28年、29年ともに事例なし。

大洲市全体では、平成28年が11, 800円・84件、平成29年は11, 200円・61件となっています。

なお、大洲市全体のデータ数と各地域のデータ数を合計が一致しない年がありますが、注釈2に記載の「平均値からの増減それぞれが70%を超える事例を除いている」などの事情により生じていますことをご了承ください。

また、データ数が5件未満の地域につきましては、「事例なし」とさせていただきます。

本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどにて情報を提供することも併せて申し添えます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありました。何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>特に、ご質疑もないようですので、この件につきましては、農地法第52条の規定により、大洲市ホームページ等によって情報を提供することといたします。</p> <p>次に、議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」をご説明申し上げます。</p> <p>議案書8ページから12ページをご覧ください。</p> <p>本案件につきまして、先月の定例総会におきまして協議事項としてご説明した案件でございます。</p> <p>その後、ご意見等の連絡もなかったことから、先月ご説明した議案そのままを議案として提案させていただいております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>只今、事務局から説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
39番	<p>議案書11ページの中段④の「農地の有効利用に務める」とありますが、「務める」ではなく「努める」の間違いではないでしょうか。</p>
事務局 (次長)	<p>ご指摘ありがとうございます。訂正の程よろしくお願いいたします。訂正をして指針としてまいりたいと思います。</p>
議長 (会長)	<p>他に、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>特に、ご質疑もないようですので、この指針については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、●●●●委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>1番引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p>

2番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。

3番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため賃借権を3年間設定しようとするものです。

4番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため賃借権を10年間設定しようとするものです。

14ページです。

5番 引き続き、水稻を栽培するため賃借権を3年間設定しようとするものです。

6番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を2年間設定しようとするものです。

7番 引き続き、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

15ページです。

8番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、8件・11筆、合計15, 115㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、●●委員の入場を許可します。

次に、議案第16号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第16号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。

議案書16ページ並びに別紙議案説明資料の28ページから32ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、肱川町大谷の土地、979㎡の案件は、申請人は寺院経営をしており、駐車場の増設を計画しているが、現在の事業敷地内にはその余裕がないことから、新たに代表役員から境内地に隣接する土地の寄付を受け駐車場を整備するため、除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、おおむね500m以内に大谷自治センターが存

する農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。以上、1件、979㎡でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

34番 それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。議案説明資料の28ページから31ページを参考にしてください。申請地は、30ページの位置図のように郵便局横の大谷自治センターから南東に約380mのところのところに位置する農地です。まず、農地転用の立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われます。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金により実施したいとのことですので、問題ないと考えます。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の周辺には農地がありますが、造成後、露天駐車場を整備する計画であり、土砂の流出や崩壊等の災害を発生するおそれ、農地等に係る営農条件に支障を及ぼすおそれも、ないものと思われます。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外は止むを得ないものと考えます。以上、現地調査の報告といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
